16　第一工科大学職業紹介業務運営規則

（趣　旨）

第１条　この規則は、第一工科大学（以下「本学」という。）の学生又は本学を卒業した者（以下「卒業生」という。）に対する職業紹介業務に関して必要な事項を定めるものとする。

（職業紹介業務の実施）

第２条　職業紹介業務は、公正かつ円滑に実施しなければならない。

２　本学の職業紹介は、第３条の就職登録を行った学生並びに卒業生に対して行う。
　ただし、卒業研究に着手できない者若しくは卒業見込証明書の発行ができない者を除く。

３　学生に対する職業紹介は、主として各学科において行う。

４　厚生部は、職業紹介に関し求人情報、各種の統計資料その他参考となる資料を必要に応じて各学科に提供するものとする。

５　職業紹介は、雇用条件を考慮の上極力就職を志望する者の希望職種、適性及び能力その他の要件を生かすように努めなければならない。

（就職登録）

第３条　就職を志望する学生（縁故関係を含む。）は、様式第１（略）により就職登録を行わなければならない。

（被推薦者の選考）

第４条　求人企業等に対する被推薦者の選考は、各学科において行う。

（推薦の区分）

第５条　推薦は、大学推薦と学科推薦に区分する。

２　推薦を行う場合、大学推薦は様式第２（略）、学科推薦は様式第３（略）によるものとする。
　ただし、学科推薦において特に必要な場合は、様式第４（略）によることができる。

３　大学推薦には、学科長又は卒業研究担当教員による副申書（様式第５（略））を添えるものとする。

（推薦書の発行）

第６条　推薦書の発行は、原則として一人について１通とする。

２　縁故又は公募に係る大学推薦は、原則として行わない。

３　卒業生に対する推薦書の発行は、原則として行わない。

４　大学推薦の場合の推薦書の発行に係る事務は、厚生部が行う。

（就職活動）

第７条　就職活動を行う者は、その開始に先立って就職活動票（様式第６（略））を提出するものとする。ただし、卒業生については、この限りでない。

２　就職活動を行った者は、就職活動報告書（様式第７（略））を提出するものとする。
　ただし、卒業生については、この限りでない。

３　就職活動を行う者は、企業見学、応募受験その他の就職活動について節度ある行動をしなければならない。

４　採用内定通知を受けた者は、直ちに当該内定者の就職担当教員に報告若しくは通報しなければならない。

５　前項の就職担当教員は、学科長に報告するとともに厚生部に通報するものとする。

（被推薦者の応募受験）

第８条　被推薦者は、推薦された企業等の選考試験を必ず受験しなければならない。

（就職先の決定）

第９条　就職先は、原則として最初に採用内定通知を受けた求人企業等とする。

２　複数の求人企業等から採用内定の通知を受けた者は、その都度直ちに当該内定者の就職担当教員に報告し、その指導を得るとともに希望職種、適性等を考慮の上速やかに就職先を決定するものとする。

３　就職先を決定した場合は、速やかに就職担当教員に報告しなければならない。

４　前項の就職担当教員は、学科長に報告するとともに厚生部に通報するものとする。

（職業紹介の中止）

第10条　就職活動を行う者が本規定の趣旨から逸脱し、本学の名誉を著しく傷つける行為を行った場合は、その者に対する職業紹介を中止することができる。

（就職関係書類の送達）

第11条　就職関係書類の送達事務を行う場合、その担当は原則として厚生部とする。

ただし、厚生部と調整の上各学科においても送達することができる。送達書類に付ける送り状は別様式第８（略）のとおりとする。

附　則

１．この規則は、平成3年4月1日から施行する。

３．この規則は、平成25年4月1日から改正施行する。

４．この規則は、令和３年４月１日から改正施行する。